

# 行政のデジタル化に向けた 県内市町村の取り組むべき方向性 【概要】

令和3年8月  
和歌山デジタル化推進検討会議

1	県内市町村の一体的な取組事項	1
2	県内市町村での取組推奨事項	6
3	国への要望事項	9

# 1 県内市町村の一体的な取組事項

## ① 申請手続の円滑化

### 電子申請の導入

#### 目的

住民の利便性向上・業務の効率化

#### 内容

### ○ 県内全市町村において、マイナポータルとLGWAN・基幹システムを接続

#### LGWANとの接続

- ・接続により、住民からのマイナポータル（ぴったりサービス）を通じた電子申請が可能
- ・令和3年5月からLGWANに接続可能な環境があれば、費用負担なく申請書データのダウンロードが可能

#### 基幹システムとの接続を推進

- ・接続により、データでの一気通貫した処理が可能となり業務が効率化
- ・「デジタル基盤改革支援補助金」（令和4年度まで、国庫補助1/2）  
※国が示すオンライン化対象手続（31手続）のうち、  
子育て・介護関係全26手続について、原則、基幹システムとの接続が必須  
残りの5手続（被災者支援・自動車保有関係）は、国が別途専用システムを構築

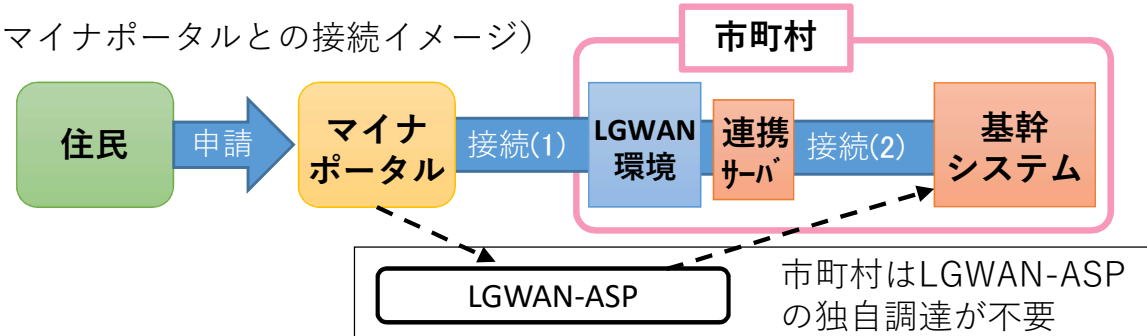
### ○ 申請件数の多い行政手続のオンライン化を推進

- ・国が推奨する手続に加え、申請件数が多く申請時の住民負担も大きい住民票・課税証明書等交付申請手続（手数料徴収を含む。）をオンライン化
- ・対面手続と比べて手数料を減額することも視野（インセンティブ）

#### メリット

- 住民側 窓口で足を運ぶ必要性、時間を気にすることなく申請が可能
- 自治体側 マイナポータルと基幹システムとの接続により、業務の効率化が可能

(マイナポータルとの接続イメージ)



# デジタル基盤改革支援補助金の交付要件となる手続

## 電子申請

### 特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続(31手続)

#### 子育て関係 (15手続) ※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

#### 介護関係 (11手続) ※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

#### 被災者支援関係 (1手続) ※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

#### 自動車保有関係 (4手続) ※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届等

自動車の保管場所証明の申請

子育て・介護関係26手続への接続が必須要件

国が別途専用システム

その他優先的にオンライン化を進めるべき手続(24手続)

「デジタル・ガバメント実行計画」

別紙4 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

市町村が所管する17手続

11手続（汎用的電子申請システム）

1. 文化・スポーツ施設等の利用予約
2. 研修・講習・各種イベント等の申込
3. 水道使用開始届等
4. 港湾関係手続
5. 道路占用許可申請等
6. 粗大ごみ収集の申込
7. 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
8. 犬の登録申請、死亡届
9. 職員採用試験申込
10. 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
11. 消防法令における申請・届出等

専用の電子申請システム等

1. 図書館の図書貸出予約等
2. 地方税申告手続（eLTAX）
3. 建築確認（中核市）
4. 感染症調査報告
5. 入札参加資格審査申請等
6. 入札

市町村が所管しない7手続

1. 自動車税環境性能割の申告納付
2. 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
3. 自動車税住所変更届
4. 道路使用許可の申請
5. 自動車の保管場所証明の申請
6. 駐車場の許可の申請
7. 就業構造基本調査

# 1 県内市町村の一体的な取組事項

## ⑤ システムの標準化

### 「ガバメントクラウド」への移行対応

#### 目的

事務負担の軽減・コストの削減

#### 内容

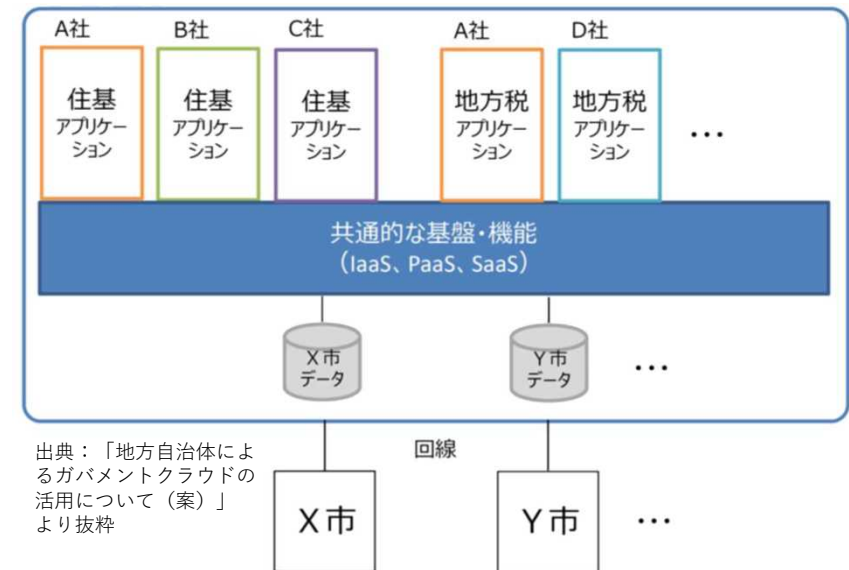
#### ○ 県内全市町村において、令和7年度までにガバメントクラウドに構築されたシステムへ移行

- ・国の動向を注視しつつ、移行に向けた準備を進め、令和7年度までに移行完了
- ・「デジタル基盤改革支援補助金」（令和7年度まで、国庫補助10/10）
- ・標準化対象事務は、17事務を基本に「戸籍」「戸籍の附票」「印鑑登録事務」の追加も検討中

#### ○ 標準化対象事務の業務フローの見直し

- ・標準仕様書において示される業務フローを基に事務処理手順の見直し
- ・併せて、必要に応じて、標準化対象事務と関連する業務についても見直し

ガバメントクラウドのイメージ図



#### メリット

- 住民側 行政手続のオンライン化が更に進み、利便性が向上  
市町村から受ける行政サービスが迅速化
- 自治体側 標準化対象事務に係るシステムの維持管理や制度改正による改修対応が減少し、職員の負担が軽減  
ガバメントクラウドに全自治体が参加することにより、コストが削減  
標準化対象事務等に係る業務フローの見直しにより、行政運営が効率化

# 地方自治体の情報システムと方針の射程

国・地方公共団体等の情報システムの整備及び管理に関する基本的な方針の射程（デジタル庁）

## 市町村事務

- 事務の実施のために必要となるシステムの整備・運用
- 国が策定したセキュリティ等に関する指針を踏まえた対応

### 標準化新法の基本方針の射程

#### I. システム間の連携が大きいもの（法律に基づく事務）

- |        |                |       |             |
|--------|----------------|-------|-------------|
| 総務省所管  | 1. 住民基本台帳      | 厚労省所管 | 9. 国民健康保険   |
|        | 2. 選挙人名簿管理     |       | 10. 国民年金    |
|        | 3. 固定資産税       |       | 11. 障害者福祉   |
|        | 4. 個人住民税       |       | 12. 後期高齢者医療 |
|        | 5. 法人住民税       |       | 13. 介護保険    |
|        | 6. 軽自動車税       |       | 14. 生活保護    |
| 所内閣府所管 | 7. 児童手当        | 所文科省  | 15. 健康管理    |
|        | 8. 子ども子育て支援    |       | 16. 児童扶養手当  |
| 所法務省   | 戸籍（※既に標準仕様があり） |       | 17. 就学      |

#### II. I以外の事務

##### インフラの点検・維持管理

##### 法律に基づかない事務

- 印鑑登録
- 乳幼児医療
- ひとり親医療
- 住登外管理 等

##### 自治体の内部管理事務

- 収滞納管理
- 財務会計
- 庶務事務
- 人事給与
- 文書管理 等

## 都道府県事務

- 事務の実施のために必要となるシステムの整備・運用
- 国が策定したセキュリティ等に関する指針を踏まえた対応

## 国の事務

- 地方公共団体の情報システムに係るセキュリティ等に関する指針の策定・助言
- 今後、市町村事務のうち上記17分野に係るシステムについては、標準化新法に基づく標準仕様への準拠を義務付け

## 2 県内市町村での取組推奨事項

### ②窓口業務の円滑化

#### 「書かない窓口」の導入促進

##### 「書かない窓口」

各種証明書発行や住民異動届などの申請を行う際、申請者が紙の申請書へ記入するのではなく、「マイナンバーカードを利用した申請書の自動作成」や「職員の聞き取りによる記入」などにより申請を支援するサービス

##### 目的

窓口混雑の緩和、待ち時間短縮による住民サービスの向上

##### 内容

#### ○各種証明書交付申請の電子化を推奨

- ・マイナンバーカードの電子証明書による本人確認により、タブレットのタッチパネル操作のみで住民票や印鑑証明書等の各種証明書の申請が可能  
(県内市町村の中には、コンビニ交付の基盤活用による導入事例あり)

※コンビニ交付に対する地方財政措置：特別交付税 措置率 0.5（3年間）

※対応証明書：住民票、印鑑証明、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票、課税証明（住民税）

#### ○手続案内や申請書作成の電子化を推奨

- ・端末で転入転出、介護、健康保険等の必要な手続を判定することにより、効率的な案内、手続が可能
- ・マイナンバーカードや運転免許証等の情報を読み取ることにより、複数の申請書に自動で氏名、住所、生年月日等の印字が可能

##### メリット

- 住民側
  - ・待ち時間の短縮、申請書作成の手間を省略
  - ・手続が必要な申請書が一括で作成されるため、迷うことなく短時間で複数分野の手続が可能
- 自治体側
  - ・記入漏れを防止し、チェックの手間を省くことにより、職員の負担が軽減
  - ・業務経験にかかわらず、複雑な手続の案内漏れを防止



【導入団体：紀美野町】

#### 【手続案内画面イメージ】



## 2 県内市町村での取組推奨事項

### ③ 公金収納の円滑化

#### キャッシュレス決済の導入促進

##### 目的

住民の利便性向上（いつでも・どこでも公金の納付が可能）

##### 内容

#### ○ 地方税のキャッシュレス化を推奨

- ・ 総務省は納付書用の統一規格QRコードの導入を決定。令和5年度から固定資産税等に対応予定
- ・ 納付書に全国統一QRコードを付すことで、全自治体の公金をキャッシュレスで24時間365日どこからでも支払いが可能
- ・ 指定金融機関等に限らず全国の金融機関で支払可能

#### ○ 使用料・手数料のキャッシュレス化を推奨

- ・ 窓口で支払う各種証明書（住民票、課税証明書等）の発行手数料や公共施設（体育館、文化施設等）の使用料にキャッシュレス決済を導入。既に導入済みの場合は、対象の拡大を検討
- ・ 決済アプリを活用し、納付書に印刷されたバーコード等での納付にも対応
- ・ キャッシュレス決済は多様化している状況であり、導入経費や普及状況等も勘案しながら検討

#### ○ 申請件数の多い行政手続のオンライン化を推進【再掲】（①「申請手続の円滑化」）

- ・ 国が推奨する手続に加え、申請件数が多く申請時の住民負担も大きい住民票・課税証明書等交付申請手続（手数料徴収を含む。）をオンライン化
- ・ 対面手続と比べて手数料を減額することも視野（インセンティブ）

##### メリット

- 住民側
  - ・ 金融機関等に足を運ぶ必要性、時間を気にすることなく、どこでも支払が可能
  - ・ 多様な決済手段が確保され、利便性が向上
- 自治体側
  - ・ 現金を直接取扱わないことによる様々なリスクの低下



出典：地方税におけるQRコード規格に係る検討会  
取りまとめ資料



出典：公共施設・自治体窓口における  
キャッシュレス決済導入手順書（第2版）

## 2 県内市町村での取組推奨事項

### ④ 公金給付の円滑化

#### 特別定額給付金で明らかとなった諸課題への対応／電子申請の導入

##### 目的

住民の利便性向上・業務の効率化

##### 内容

#### ○ 県内全市町村において、マイナポータルとLGWANとの接続を促進【再掲】（①「申請手続の円滑化」）

- ・ 接続により、住民からのマイナポータル（ぴったりサービス）を通じた電子申請が可能
- ・ 令和3年5月からLGWANに接続可能な環境があれば、費用負担なく申請書データのダウンロードが可能

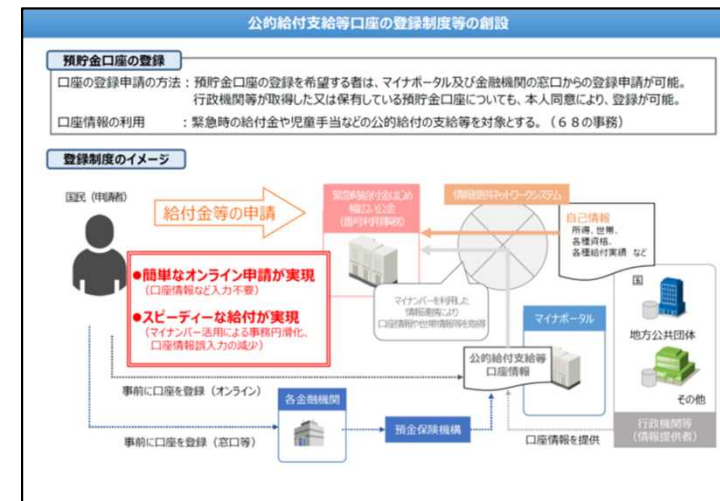
#### ○ マイナポータルの申請処理状況登録機能の活用を推奨

- ・ 令和3年度中にマイナポータル上で申請処理状況確認機能を実装予定
- ・ 自治体が処理状況を更新することで、住民へプッシュ通知され、処理状況の確認が可能

#### ○ 「公的給付支給口座」の登録を推進

（口座登録制度の施行日：公金受取口座登録法の公布日(R3.5.12)から2年以内）

- ・ 口座登録がされることにより、様々な公的給付に利用可能
- ・ 任意登録制であるため、口座登録を促進



出典：内閣府HP「公金受取口座登録法」概要

##### メリット

- 住民側
  - ・ 申請から給付までの処理状況の把握が可能
  - ・ 申請から給付までの処理スピード向上により、給付金の受領が迅速化
- 自治体側
  - ・ 二重申請の防止や問合せの減少につながり、職員の負担が軽減
  - ・ 申請内容の確認作業等が減少するため、職員の負担が軽減

### 3 国への要望事項

#### ①申請手続の円滑化／④公金給付の円滑化

##### 背景・現状

- 申請手続と公金給付の円滑化を進めるにあたり、その鍵となるのはマイナポータルだが、現状、使い勝手が悪い状況
- 現状、マイナポータルは公金決済サービス機能を有しているが、事務手続は非常に複雑な状況
- マイナポータルと自治体の財務会計システムが効率的に連携されていない状況

##### 国への要望事項

- マイナポータルのUI・UXの改善を継続し、常に利用者（住民・自治体）にとって使い勝手のよいものとする
- 現状、マイナポータルには公金決済機能があるものの、極めて複雑な手続が必要であるため、申請受付から公金決済までスムーズに完結できる仕組みとするよう改善すること
- マイナポータルと自治体の財務会計システムを効率的に連携させるようにするなど、申請内容を給付手続にそのまま反映できる方法を確立すること

#### ⑤システムの標準化

##### 背景・現状

- 県内市町村の多くは、標準化対象事務以外も含むオールインワンパッケージシステム（民間クラウド）を利用している状況
- 標準化法では、標準化対象事務以外の事務を処理するにあたり、「一体的に処理することが効率的」と認められれば、「必要最小限度の改変・追加」が可能としているが、その範囲が不明確。また、標準化対象事務に関連するシステムは、ガバメントクラウドへ移行可能とされているが、「具体的な基準」、「ガバメントクラウド上のシステムと移行できないシステム間の連携の仕組み」などが示されていない状況
- 標準化対象事務に係るシステムのガバメントクラウドへの移行に伴い、関連するシステムの改修のほか、システム間連携の仕組みによっては、既存通信回線の補強を要する場合も想定されるが、その費用について、デジタル基盤改革支援補助金の対象となりうるか不明確な状況

##### 国への要望事項

- 標準化法における「必要最小限度の改変・追加」が可能とされる範囲を明確にすること。また、ガバメントクラウドへ移行可能な標準化対象事務に関連するシステムの具体的な基準やシステム間の連携の仕組みなどを早期に提示すること
- 関連するシステムの改修費用や、システム間連携の仕組みによって生じる既存通信回線の補強費用など、システム標準化により派生する様々な自治体の負担に対し、全額国費によって措置すること

